

使用開始日: 2015年10月21日

アムンディ・ジャパン・プラス債券ファンド

追加型投信/内外/債券

愛称: 円のソムリエ



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・ジャパン・プラス債券ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年4月17日に関東財務局長に提出しており、平成27年4月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日

資本金: 12億円(2015年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆5,904億円(2015年7月末現在)

■ 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行う者】

株式会社 リソナ銀行
(再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス: <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界の国債等^{*1}に投資し、安定的なインカムゲインの獲得をめざします。

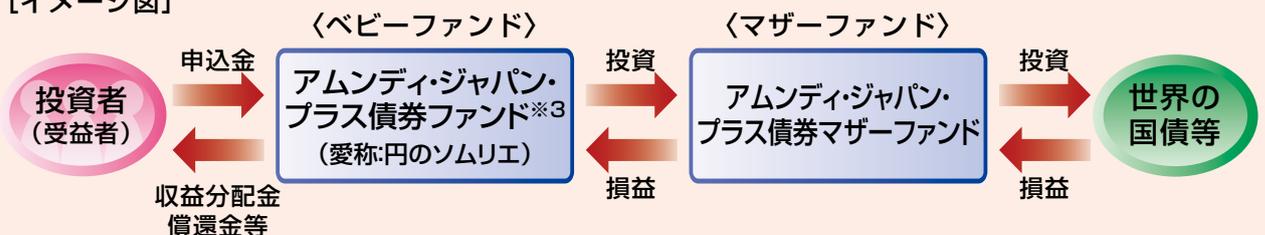
- 原則として、シティ世界国債インデックスに採用されている国の中から、組入時においてAA-格相当^{*2}以上を取得している国(ただし、日本を除く)の国債等に投資します。
- 国債等の組入比率は、原則として高位を保ちます。

※1 国債のほか、日本を含む世界各国の地方債、政府機関債等に投資する場合があります。

※2 スタンダード&プアーズまたはムーディーズによる格付を基準とします。

ファンドの仕組み

[イメージ図]



※3 アムンディ・ジャパン・プラス債券ファンドは、NOMURA-BPI総合を参考指数とします。

2 海外の国債等については、為替変動リスクを抑えつつ投資を行います。

- 海外の国債等については、原則として、3ヵ月程度の期間で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることをめざします。
- 世界の国債等の中から為替ヘッジ後の円ベースの利回りが相対的に高い国の国債等に投資します。

3 各国債等への投資比率は、各国の金利水準や債券の収益率等を勘案して決定します。

- 投資対象国の債券の為替ヘッジ後の円ベースの利回り、各債券の収益変動率(ボラティリティ)や各債券の値動きの相関度等を勘案して、組入比率を決定します。
- 1ヵ国への集中投資を避けるため、日本以外の国の債券への組入上限を1ヵ国あたり40%とします。ただし、日本国債への投資割合は、市況動向等によっては100%となる場合があります。

*シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

*NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表わす指数です。

◆資金動向や市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

毎月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ

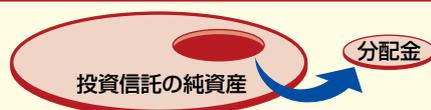


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◎ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

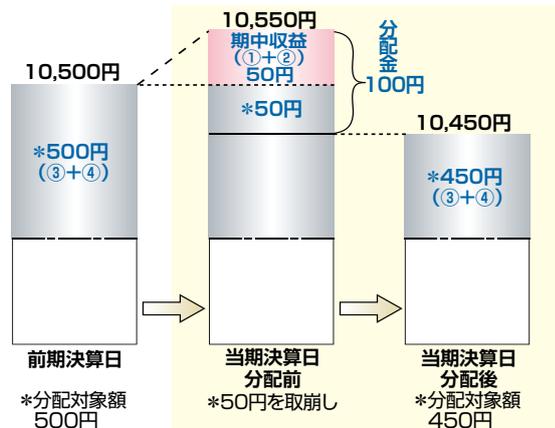
投資信託で分配金が支払われるイメージ



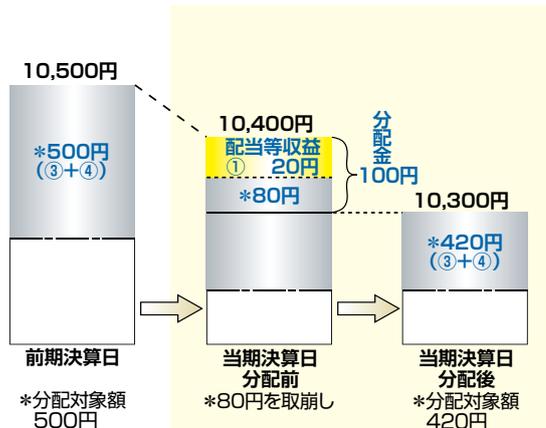
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

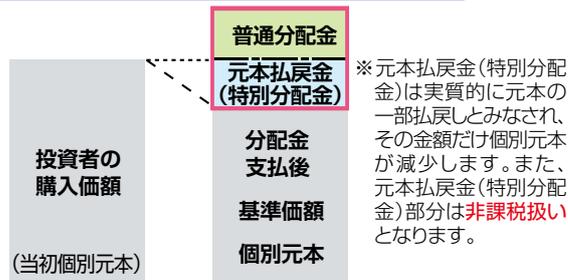


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

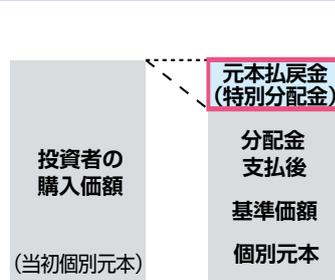
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

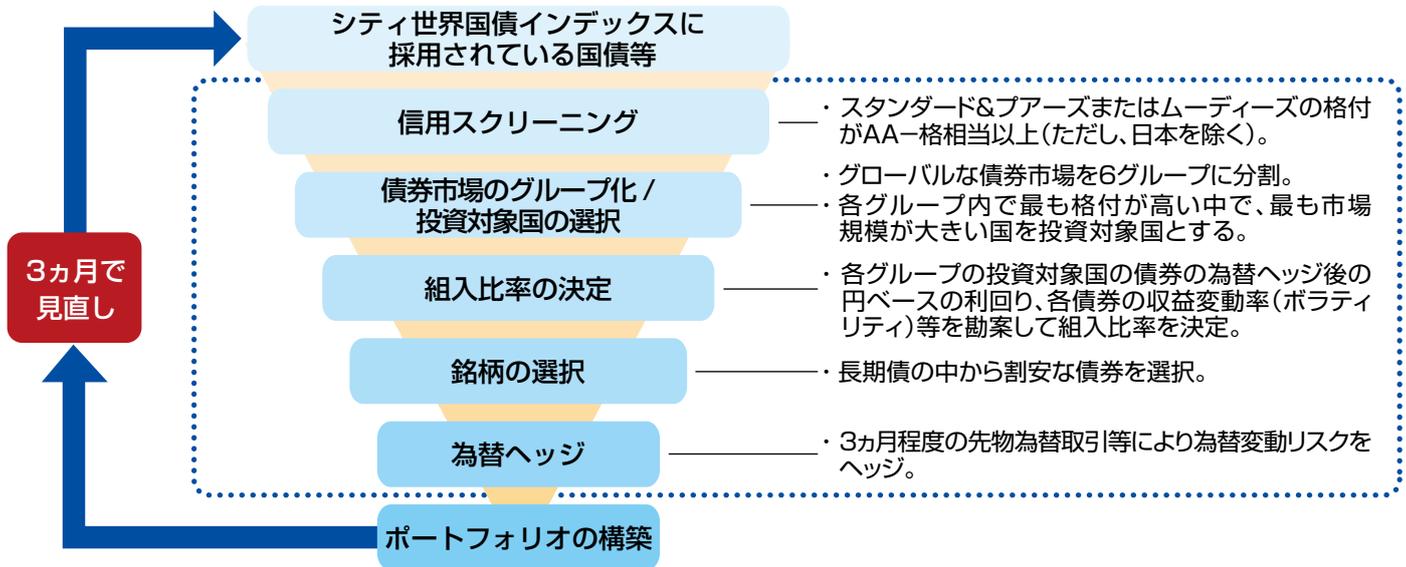


普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

◆ 資金動向や市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

◎マザーファンドの運用プロセス



*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◎主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

◆資金動向や市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

ファンドの運用会社のご紹介

アムンディについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、9,540億ユーロ(約131兆円、1ユーロ=137.23円で換算)※の運用資産額を有する世界トップクラスの運用会社の1つです。
- 欧州有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※2015年6月末現在。

アムンディ(Amundi)・・・

アセットマネジメントの頭文字であるAとM、「世界」を意味するラテン語Mundiを合わせた名前です。新会社が開かれた企業になるようにとの思いが込められています。

アムンディ・ジャパン株式会社について



2010年7月

アムンディ・ジャパン株式会社

運用資産残高：4兆8,324億円※

投資信託委託業の運用資産残高：2兆5,904億円

投資顧問業の運用資産残高：2兆2,420億円

※2015年7月末現在。
各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等)が一部含まれています。

ファンドの投資対象

信用力が高く、市場規模の大きい6つの国の国債を選定します。

- (日本および世界の国債を含む)シティ世界国債インデックスに採用され、スタンダード&プアーズまたはムーディーズの格付がAA-格相当以上の国(ただし、日本を除く)の国債等を投資対象とします。
- 投資対象を地域別に6グループに分け、各グループ内において最も格付が高い国々を選出し、その中で最も市場規模が大きい国の国債を選びます。

(2015年7月末現在)

非ユーロ欧州グループ

ランク	国名	スタンダード&プアーズ	ムーディーズ	市場規模
1	英国	AAA	Aa1	166兆1,818億円

北欧グループ

ランク	国名	スタンダード&プアーズ	ムーディーズ	市場規模
1	デンマーク	AAA	Aaa	13兆3,399億円
2	スウェーデン	AAA	Aaa	8兆3,242億円
3	ノルウェー	AAA	Aaa	5兆4,382億円

北米グループ

ランク	国名	スタンダード&プアーズ	ムーディーズ	市場規模
1	米国	AA+	Aaa	801兆1,303億円
2	カナダ	AAA	Aaa	40兆9,083億円

日本グループ

ランク	国名	スタンダード&プアーズ	ムーディーズ	市場規模
1	日本	AA-	A1	526兆8,053億円

ユーログループ

ランク	国名	スタンダード&プアーズ	ムーディーズ	市場規模
1	ドイツ	AAA	Aaa	141兆8,125億円
2	オランダ	AA+	Aaa	47兆1,252億円
3	オーストリア	AA+	Aaa	30兆8,688億円
4	フィンランド	AA+	Aaa	11兆460億円
5	フランス	AA	Aa1	182兆2,595億円
6	ベルギー	AA	Aa3	49兆5,083億円

アジアパシフィックグループ

ランク	国名	スタンダード&プアーズ	ムーディーズ	市場規模
1	オーストラリア	AAA	Aaa	31兆854億円
2	シンガポール	AAA	Aaa	7兆3,693億円

出所：シティグループ証券およびブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。格付は、外貨建長期債を使用。市場規模は、2015年7月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信相場仲値（1米ドル=124.04円）で円換算。

【ご参考：債券の格付・利回りと信用リスク】

信用リスク	利回り	スタンダード&プアーズ		ムーディーズ			
		格付	サブ	格付	サブ		
低い	↑	投資適格債 (BBB格以上)	AAA		Aaa		
			AA	+	Aa	1	
				-		2	
			A	+	A	1	
				-		2	
			ハイイールド債 (高利回り債／ 投機的格付債) (BB格以下)	↓	BBB	+	Baa
		-				2	
		BB			+	Ba	1
					-		2
		B	+	B	1		
-	2						
高い	↓	CCC	+	Caa	1		
			-		2		
		CC	+	Ca	1		
			-		2		
C		C					

主な
投資
対象

出所：2015年7月末のスタンダード&プアーズ、ムーディーズのホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズのD格は省略。

上記は、過去のデータに基づき、作成したものであり、将来を示唆、保証するものではありません。

為替ヘッジについて

外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。

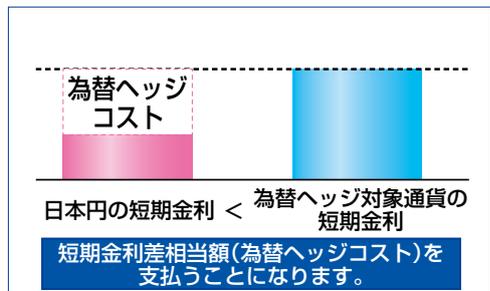
為替ヘッジとは…

一般的に、外貨建資産を組入れる際に、為替変動リスクを低減させるために用いられる方法です。

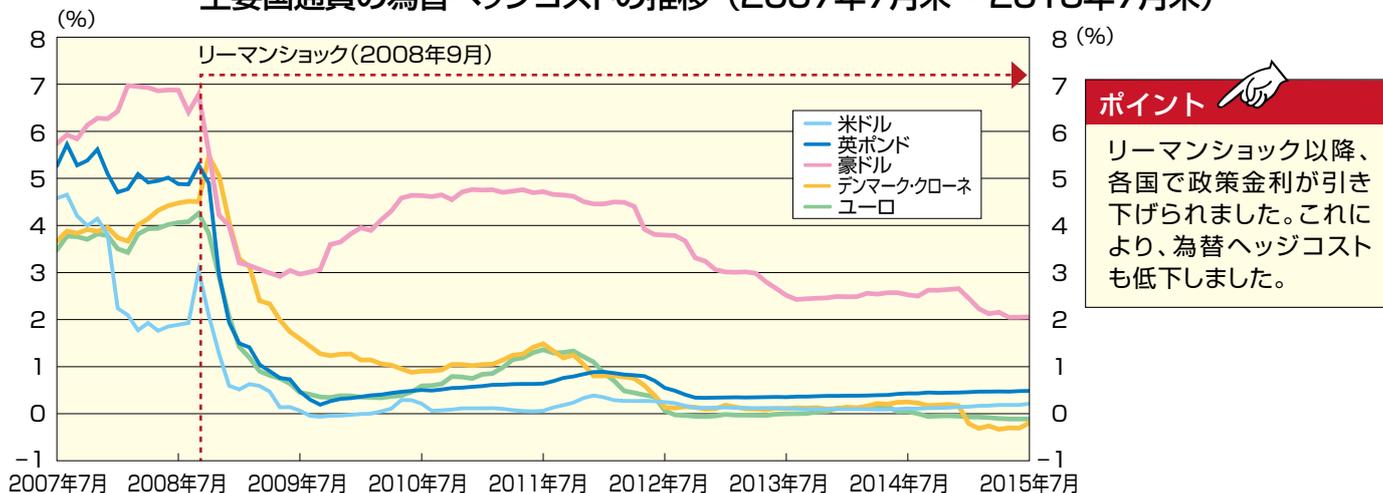
為替ヘッジコスト ≡
為替ヘッジ対象通貨の短期金利 - 日本円の短期金利

- *ファンドでは、原則として3ヵ月程度の期間で為替ヘッジを行います。
- *日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利より高い場合、為替ヘッジプレミアムとなります。

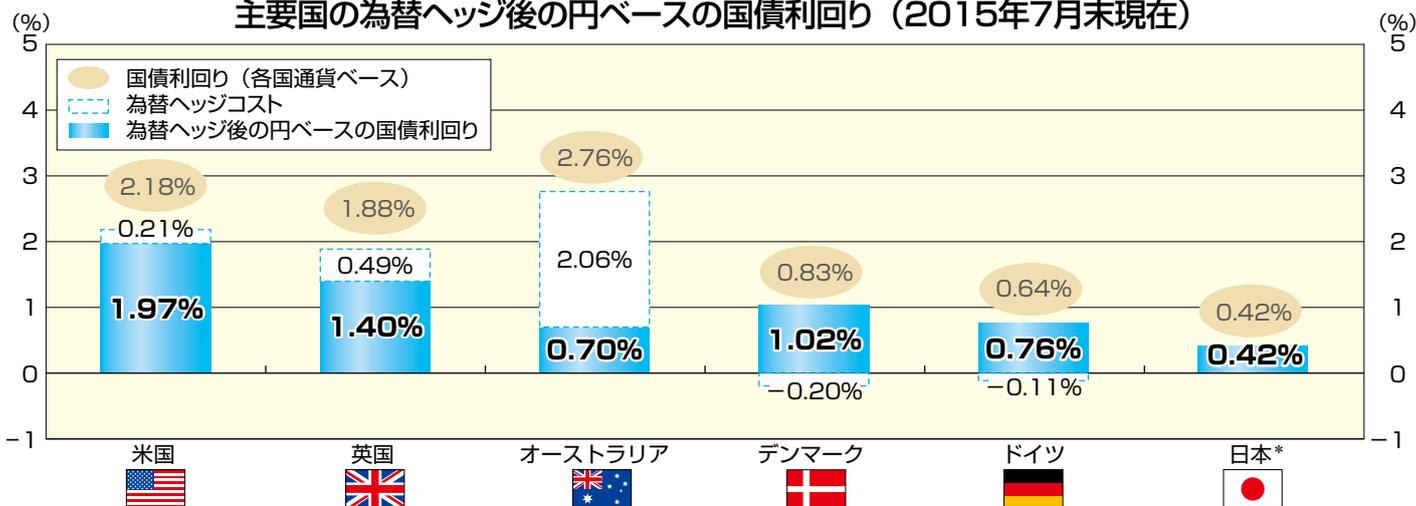
為替ヘッジコストのイメージ



主要国通貨の為替ヘッジコストの推移 (2007年7月末～2015年7月末)



主要国の為替ヘッジ後の円ベースの国債利回り (2015年7月末現在)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

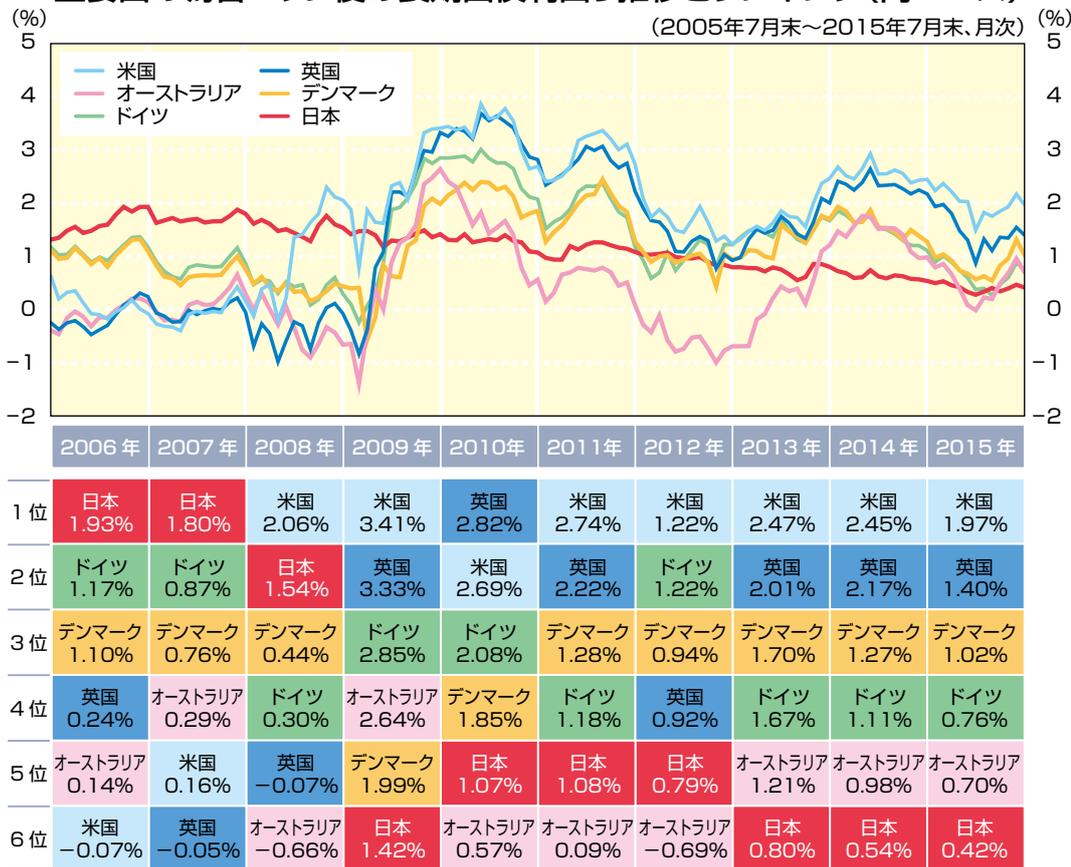
- *日本円に対しては為替ヘッジは行いません。
- *国債利回り(各国通貨ベース)は10年国債利回り、為替ヘッジコストの算出には各通貨の3ヵ月LIBOR(ロンドン・インターバンク・オファード・レート、オーストラリアは3ヵ月BBSW(豪州銀行間取引金利))を便宜的に使用。
- *為替ヘッジコストがマイナスの場合には、為替ヘッジプレミアムが発生します。
- *実際の為替ヘッジは先物為替(フォワード)取引等によって行いますが、そのコストまたはプレミアムは、資金需給、通貨の強弱に対する市場参加者の期待、制度面等の要因により、両国間の金利差から求められる理論上の数値と異なる場合があります。また市場急変時、期末時等には大きく乖離する可能性があります。したがって上記の為替ヘッジ後の円ベースの国債利回り算出に使用している為替ヘッジコストは、実際の為替ヘッジコストとは異なる場合があります。
- *四捨五入の関係で、為替ヘッジコストと為替ヘッジ後の円ベースの国債利回りの合計が、国債利回り(各国通貨ベース)にならない場合があります。

上記のグラフは、10年国債利回りおよび3ヵ月短期金利から簡便的に算出したものであり、ファンドの将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。

投資配分について

各国債等への投資比率を決定するポイントは、主に為替ヘッジ後の円ベースの利回りです。その他、各債券の収益変動率（ボラティリティ）、各債券の値動きの相関度等を勘案して、組入国および組入比率を決定します。

主要国の為替ヘッジ後の長期国債利回り推移とランキング(円ベース)



出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。利回り推移は2005年7月末から2015年7月末まで。ランキングは各年7月末時点。

上記は、過去のデータに基づき、作成したものであり、将来を示唆、保証するものではありません。

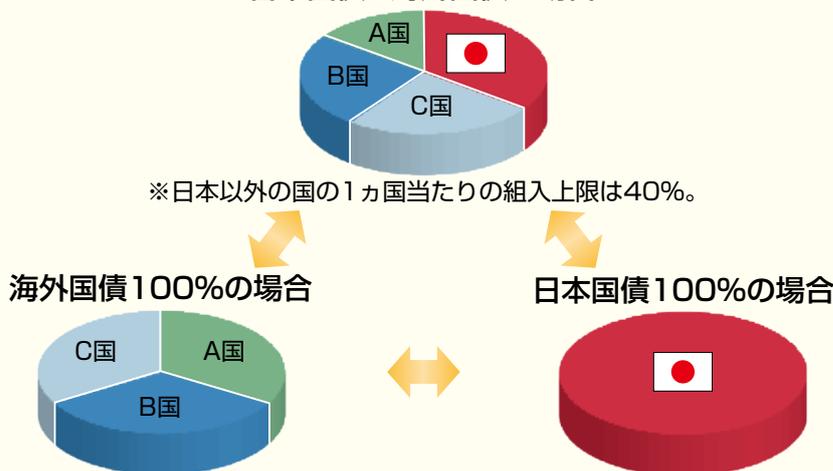
ポイント

各国債の為替ヘッジ後の円ベース利回り水準は、日本と海外の経済環境や金利差によって、大きく変化します。日本国債に海外国債を加えることによって分散投資効果が図れる場合があります。

ポイント

ランキングは時期により大きく変わります。定期的に為替ヘッジ後の円ベース利回りの高い国の債券に入れ替えることで、安定した収益の獲得を図ります。

各国債等の組入比率のイメージ
日本国債+海外国債の場合



ポイント

海外国債の1カ国への集中投資を避けるため、日本以外の国の債券の組入上限は1カ国当たり40%とします。ただし、日本国債への組入比率は、市況動向等によっては100%となる場合があります。

◆資金動向や市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資リスク

◎ 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動による影響があります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドは主として日本を含む世界の国債等を実質投資対象としています。債券の価格はその発行体の政治状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。ファンドが実質的に投資する**債券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② 金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、**ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。償還までの期間が長い債券ほど、金利が上昇した場合に、価格の下落幅が大きくなる傾向があります。

このほか、ファンドは格付の高い国債等を実質的に投資することにより、信用リスク(発行体の財政状況の悪化等により債券の元金の支払といった発行体による債務の履行が遅滞する、あるいは履行されないリスク)の低減を図りますが、格付の引下げなどの影響による価格の下落リスクを完全に排除できるものではありません。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎ その他の留意点

● 為替変動による影響

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行い為替変動の影響の低減を図りますが、当該為替ヘッジによって為替変動による影響を完全に排除できるものではありません。

● ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

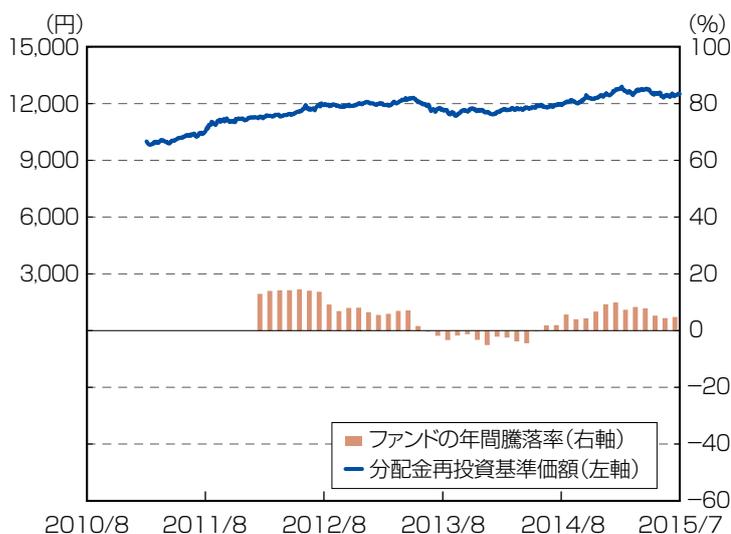
◎ リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

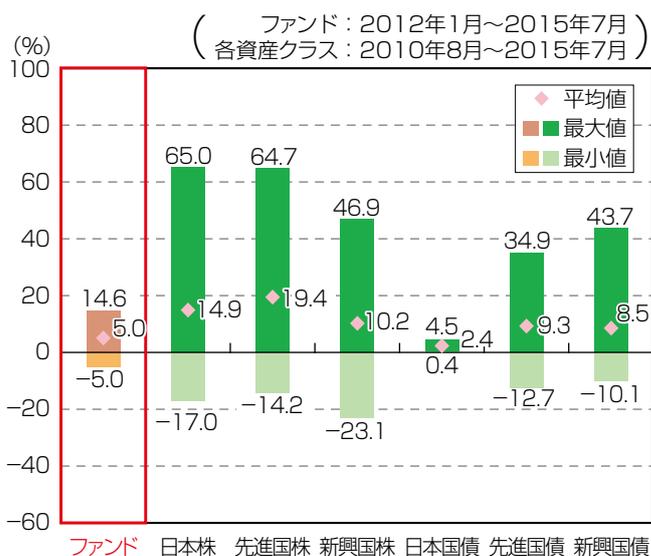
◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *①のグラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは、ファンドについては2012年1月から2015年7月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2010年8月から2015年7月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	9,935円	純資産総額	1.8億円
------	--------	-------	-------

◎分配の推移

決算日	分配金
50期(2015年3月18日)	30円
51期(2015年4月20日)	30円
52期(2015年5月18日)	30円
53期(2015年6月18日)	30円
54期(2015年7月21日)	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	2,434円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、ファンドの概要、国別組入比率および組入上位銘柄はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。]

◆資産配分

内 訳	比 率 (%)
債券	99.00
現金等	1.00
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆国別組入比率(アムンディ・ジャパン・プラス債券マザーファンド)

国	比 率 (%)
アメリカ	39.40
日本	28.66
イギリス	17.09
デンマーク	14.06

◆組入上位銘柄(アムンディ・ジャパン・プラス債券マザーファンド)

	銘 柄	クーポン (%)	償還日	比 率 (%)
1	アメリカ国債	2.250	2024/11/15	14.52
2	デンマーク国債	1.500	2023/11/15	14.06
3	イギリス国債	2.250	2023/09/07	14.04
4	日本国債	0.500	2024/12/20	13.73
5	日本国債	0.300	2024/12/20	13.48
6	アメリカ国債	2.375	2024/08/15	11.34
7	アメリカ国債	2.500	2024/05/15	7.47
8	アメリカ国債	1.750	2023/05/15	6.07
9	イギリス国債	2.750	2024/09/07	3.05
10	日本国債	0.600	2024/03/20	1.45

*国別組入比率および組入上位銘柄の比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

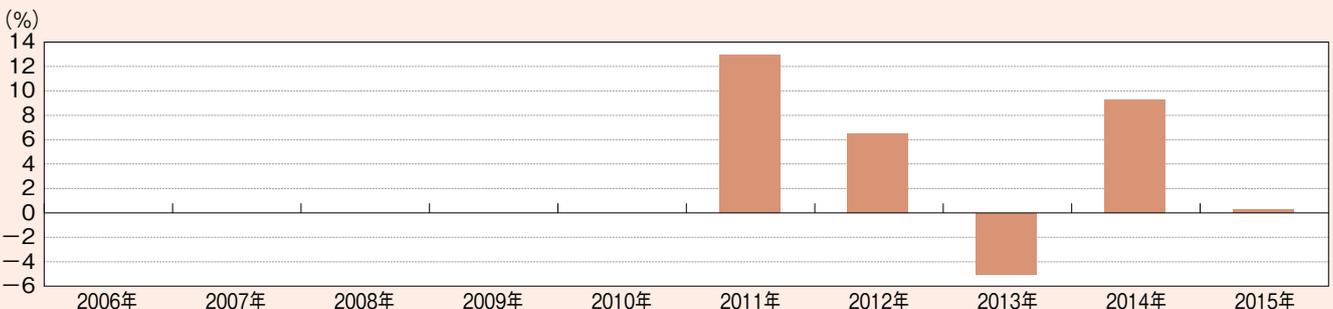
◆ファンドの概要

(アムンディ・ジャパン・プラス債券マザーファンド)

平均格付	AA+
平均最終利回り (%)	1.36
平均直接利回り (%)	1.59
修正デュレーション (年)	8.19

*平均格付とは、基準日時点でマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2011年は設定日(1月31日)から年末まで、2015年は年初から7月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

◎お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日またはニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日のいずれかに該当する場合）には、受け付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [*] までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成27年4月18日から平成28年4月18日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。（設定日：平成23年1月31日）
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年12回決算、原則毎月18日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月、7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限 (本書作成日現在)	役務の内容
	1.62% (税抜1.5%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。	

<投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.702% (税抜0.65%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。		
	〔信託報酬の配分〕 (年率)		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	0.29% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.30% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	
受託会社	0.06% (税抜)	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
	〔支払方法〕 毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。		
	◆上記の運用管理費用 (信託報酬) は本書作成日現在のものです。		
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用 (監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 <p>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。</p>		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円 (平成28年1月1日以降、年間120万円) の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置 (ジュニアNISA) が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は平成27年4月末現在に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。